

高等学校等就学支援金制度

○どんな制度？

あなたの代わりに国が授業料を学校（県）へ納めてくれる制度です。

○授業料とは？

平成26年4月1日以降に入学された方は、月々に授業料を学校（県）へ納めなければなりません。

全日制は月額9,900円、定時制は月額2,700円です。

（入学から卒業までかかる授業料の試算）

- ・全日制普通科の場合、 $9,900円 \times 36ヶ月分 = 356,400円$
- ・定時制普通科の場合、 $2,700円 \times 48ヶ月分 = 129,600円$



ご入学からご卒業まで考えると、全日制は約36万円、定時制は約13万円の授業料がかかります。

※授業料はPTA会費や教科書代、体操着などのお金とは全く別にかかる費用です。

それらの費用は学年費、学校諸納入金と呼ばれる経費で、上記の授業料とは別に必ずかかります。

○どういった人が対象になるの？

特殊なケースもありますが、目安として両親（親権者）の年収があわせて約910万円程度以下の場合が対象になり得ます。

離婚等により、母方、父方のみに親権がある場合は、その方のみの収入で考えます。

（例：離婚により母子世帯である。親権をもっているのは母のみで、収入は約300万円

→ 対象となります。学校へ手続きを申請していれば、国が代わりに授業料を納めてくれます）

○申請したい！どうすれば？

本校の在校生は、基本的に、いつでも、何度でも申請できます。

※学校からは、毎年、夏（6月ごろ）の現況確認の時に全生徒へ申し込みについて通知を送ります。

新入生は入学時に申請手続きを全員が行いますので、ご入学を考えている中学生の方は、特に新規申請の心配をする必要はありません。

家庭環境や収入が大きく変わった時など、随時、受け付けております。以前、申請したが認められなかった場合も認められることもあります。

申請できるかよく分からない場合、まずお電話でご相談ください。

【申請用紙】※新規申請の方のみです。現況確認時には使えないのでご注意ください。

・チェックシート (記入例)

・申請用紙 (全日) (記入例)

・申請用紙 (定時) (記入例)

【申請する時の流れ】

■チェックシートと申請用紙に必要な事項を記入する。

※記入間違いを訂正する時は二重線と訂正印をお願いします。



■市役所に課税証明書を取りに行く（親権者分）

※生活保護を受給されている方は生活保護受給証明書（※生業扶助を証明したもの）



所得証明書では申請できません！
よくある間違いです！



■チェックシートを見ながら提出書類に漏れがないか確認



■学校へ提出する



■学校が受理した申請をもとに事務手続きを行う



■学校から受給対象者の通知が届く（完了）

〇より詳しく制度を知りたい

以下のURL（文部科学省HP）をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

〇お問い合わせ先

茨城県立土浦第一高等学校

事務室 歳入担当まで

TEL 029-822-0137

FAX 029-826-3521

- ・生徒が成人している場合はどのようにすれば？
- ・夫が海外赴任中であるがどうすれば？
- ・年収が910万円かどうか微妙なところだが、どうなのか？・・・etc

申請について、わからないことがあれば、本校事務室へまずお電話ください。